

岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 物価の高騰により運営に大きな影響を受ける市内の私立保育所等を緊急的に支援するため、施設で使用する設備・機器を更新し、省エネ化を図るために必要な経費に対し、予算の範囲内において岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）及び規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、「私立保育所等」とは、岡山市の区域内に設置される、次に掲げる事業を行うための施設又は事業所のうち、設置者が岡山市以外のものをいう。

(1) 保育所 法第35条第4項の規定により認可を受けた、法第39条第1項に規定する施設

(2) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する施設

(3) 地域型保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を受けた、支援法第7条第5項に規定する事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅訪問型保育事業」という。）を除く。）を行う事業所

(4) 認可外保育施設 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務（ただし、第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは法第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設のうち、本市に法第59条の2第1項の規定に基づく届出を行っており、「認可外保育施設指導監督基

準を満たす旨の証明書の交付について」（令和6年3月29日こ成保第218号こども家庭庁育成局長通知）に基づき、市長から指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を令和8年8月31日までに受けた施設

- (5) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条により設置認可された幼稚園であつて、同法に定める私立学校のうち、支援法第27条第1項の確認を受けている幼稚園

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号いずれにも該当する事業とする。

- (1) 私立保育所等の施設で使用する教育・保育等を提供するために必要な設備・機器を更新し、省エネ化するもの
- (2) 更新前と比較し、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとに5%以上の省エネルギー効果が見込まれるもの
- (3) 第2条第2項各号に定める施設ごとにおいて、設備・機器1台（LED照明設備の場合は一式）ごとの本体価格が、別表に定める基準額以上（税抜）のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する事業は補助の対象としない。

- (1) 自宅兼事務所等に設置するもの
- (2) 私立保育所等の施設以外に省エネ設備・機器を導入するもの

（補助事業者）

第4条 補助金の交付を受けることができるのは、本市に所在する私立保育所等を設置する法人又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助事業者としない。

- (1) これまでに岡山市省エネ機器更新緊急支援補助金（第1弾、第2弾、第3弾、第4弾、第5弾）の交付を受けたもの
- (2) 令和8年9月1日以降に設置・運営を開始した私立保育所等
- (3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消を受け、当該取消の日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの
- (4) 公序良俗に反する等、補助することが適当でない岡山市長（以下「市長」とい

う。)が認めるもの

(5) 市税を滞納しているもの

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付は、同一施設又は事業所において1回に限り受けることができる。

2 他の補助金等の制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助対象事業を実施するために、必要な需用費、備品購入費、設置費並びにこれらの支出経費に係る消費税（消費税等仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除される部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額した額。）とする。

2 補助金の交付額の算定に当たって対象外となる経費（以下「補助対象外経費」という。）は別表2に掲げるものとする。

3 補助対象経費は、令和8年9月17日から令和9年2月15日までの間に設置及び支払いを完了した設備・機器に係る経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の交付額は、第2条第2項各号に定める施設ごとにおいて、別表に定める補助基準額と、第6条の補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較し、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には千円未満を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則及びこの要綱に定める条項の適用を受けることについて同意をした上で、第2条に定める施設・事業所ごとに、補助金等交付申請書（規則様式第1号）を、市長が定める日までに、市長に提出し

なければならない。

- 2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ア 補助対象経費に係る支出の内容を証明する書類（見積書等）の写し
- イ 補助対象経費に係る支出の内容にかかる内訳明細書の写し
- ウ 設備・機器比較証明書（設備・機器メーカー又は納入業者が省エネルギー性能を証する書面）
- エ 更新（入替）前の設備・機器の写真（設置状況等が分かるもの）
- オ 市税の滞納無証明書

- 3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号の書類の添付は要しないものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、規則第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の決定に当たって、同条第1項各号に定める事項のほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 市長の承認を受けて前項に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、その額を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら

消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合には、その額を岡山市に返還しなければならない。

- (5) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び申請書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（決定通知）

第 10 条 市長は、第 8 条第 1 項の規定に基づき補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金等交付決定通知書（規則様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（変更承認）

第 11 条 補助事業者は、補助事業の計画を変更（市長の定める軽微な変更に係るものを除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書（規則様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 以下の内容については変更を認めないものとする。

- (1) 補助金額の増額にあたる変更
- (2) 使用用途の異なる設備・機器への変更
- (3) 更新（入替）前の設備・機器の変更

3 市長は、第 1 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、変更・中止（廃止）を承認し、補助事業変更承認通知書（様式第 2 号）、もしくは補助事業中止（廃止）通知書（様式第 3 号）により、当該申請を行った

補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

(状況報告、着手及び完了届の免除)

第12条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業の全部又は一部を中止したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金等をその他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号のほか補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

(実績報告)

第14条 補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、補助事業等実績報告書（規則様式第5号）に次項に定める書類を添付して、市長が定める日までに、市長に提出しなければならない。なお、規則第16条第1項第1号の書類の提出は要しない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ア 既存設備・機器の廃棄等証明書
- イ 補助対象経費にかかる納品書の写し
- ウ 補助対象経費の支払い状況が明らかになる書類（請求書・領収書）
- エ 補助対象経費の支払い内容にかかる内訳明細書の写し
- オ 補助対象設備・機器等の設置状況が確認できる写真

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行し、令和 8 年 9 月 1 7 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 8 年度限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条及び第 1 3 条の規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

別表（第 3 条，第 7 条関係）

実施主体	補助基準額	1 台当たりの基準額
保育所，認定こども園，幼稚園	1 施設あたり 1,500,000 円以内	1 台あたり (LED 照明設備の場合は一式) 150,000 円以上 ※基準額は撤去費，消費税等含まない。
地域型保育事業所，認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。）	1 施設あたり 750,000 円以内	1 台あたり (LED 照明設備の場合は一式) 150,000 円以上 ※基準額は撤去費，消費税等含まない。

別表 2（第 6 条関係）

補助対象外経費

① 交付決定よりも前に事業に着手（契約，発注，購入等）した経費 ② 申請者が所有していない設備・機器の更新に要する経費 ③ 申請者がエネルギー経費（電気・ガス代等）を負担していない設備・機器の更新に要する経費 ④ 国・県・市等の補助金と重複する経費 ⑤ 一般価格や市場相場と比べて著しく高価なもの及び中古品 ⑥ 他の業務に使用できる汎用性の高い設備・機器等（事務用のパソコン，プリンタ，タブレット等） ⑦ 自動車等車両 ⑧ 太陽光発電設備等，再生可能エネルギーを活用した設備・機器 ⑨ 既存設備・機器等の撤去費用 ⑩ 既存設備・機器等の廃棄費用（処分費用，フロン回収費用），リサイクル料金 ⑪ レンタルまたはリースする場合の費用

- ⑫ 通信費（切手代，携帯電話料金，Wi-Fi 使用料，インターネット回線使用料，プロバイダー料金等）
- ⑬ 支払にかかる手数料等（振込手数料，代引手数料，ネット決済手数料等）
- ⑭ 決算書作成や税務申告等のために税理士・会計士等に支払う費用
- ⑮ 公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者 住所又は所在地

設置者名

施 設 名

代表者名

岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額
（補助金等返還相当額）

金 円

3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し，課税売上割合等が把握できる資料，特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

※ 補助金返還額がない場合であっても，報告すること。

様式第 2 号（第 1 1 条関係）

補助事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

設置者名

施 設 名

代表者名 殿

岡山市長

令和 年 月 日付で変更申請のあった岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新
緊急支援事業補助金については、下記のとおり変更して交付することに決定しましたので、
岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定
に基づき通知します。

記

変更交付決定額 円

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

補助事業中止（廃止）通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

設置者名

施 設 名

代表者名 殿

岡山市長

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金については、補助事業を中止（廃止）することに決定しましたので、岡山市児童福祉施設等省エネ機器更新緊急支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

中止（廃止）の理由：